

# 扶養の義務強化 危ぶむ声

生活保護を受ける人の家族に扶養を求める手続きを強化する。いまの国会に提出された生活保護法改正案には、そんな内容が含まれています。人気芸人の母親が生活保護を受けていたことが話題となり、対策を求める世論が強まったことがきっかけでした。ただ親子や夫婦など家族の関係は人それぞれ違い、扶養義務強化の影響を心配する声も広がっています。



大手企業に勤める40代の男性は、父親とは30年以上音信不通だ。男性も、3歳下の弟も、父と暮らした記憶はほとんどない。両親は男性が幼い頃に離婚。母親が男性と弟を育てた。男性が小学3年生の時、父親が目の前で母親を刺殺、刑務所に入った。弟と2人、児童養護施設で育った。いま男性は職場で管理職となった。妻や子どもにも過去を隠し、「父親は亡くなったと説明してきた。ある日、一通の封筒がポストに届いた。一昨年のことだ。差出人は関西の福祉事務所だった。

## 母を死なせ 30年余り音信不通の父 福祉事務所から家族調査

た。封を切ると、父親が生活保護を申請したと、息子である男性には扶養義務があることが書かれていた。「妻子が先に見つけなくてよかった」と感じた。扶養は義務というが拒否できるのか。仮に拒否しても、妻や妻の両親に説明できない。父を支援するなどしなくなった母親にも申し訳ない。誰にも相談できず、1週間、苦悩した。

しかし放置したら、福祉事務所からまた連絡がきて家族の耳に入るかも知れない。会社近くの人気のない場所を選び、福祉事務所に携帯電話で連絡した。「私の事情を知っていて扶養拒否はいいですか?」対応した職員に聞くと、「知りませんでした」との答えが返ってきた。扶養の意思はないこと、弟には連絡してほしくないこと、この2点を伝え、電話を切った。

扶養調査の手紙はシレッタ1にかけた。男性は法改正の影響を心配する。扶養調査が強化され、今度は勤務先にまで連絡がくるのではないかと。 「児童養護施設で育った人、親に虐待を受けた人はたくさんいる。扶養調査をしてはいけない事例を自治体がきちんと把握しないと、こうした人を追い詰めることになる」

を断ったケースに限る(保護課)と厚労省は説明する。しかし首都大学東京の岡部卓教授は「経済力などの判断は自治体でばらつきがある」と見込む。また「個別事情を考慮せずに機械的に扶養調査をする自治体は今も多い」と指摘。虐待やDVなどの事情を抱えた家族にも扶養調査が広がることを危惧する。

## 法改正案で「妻縮進む」「障害者に逆風」

扶養すべき人が扶養しないからといって生活保護を受けられないというのではない。ただ法改正が実現すると、親やきょうだい援助を断った場合に、福祉事務所が「援助できない理由」の報告を求めることができるようになる。また支給が決まると、家族に保護開始の通知をする。こうした取り扱いは「経済力があって、申請者との関係も良いのに、援助

## 個別事情 分かれる判断

扶養義務は民法に定められている。親子や夫婦、きょうだいには互いに扶養する義務がある。おじ、おいなど親等内の親族は、家庭裁判所の審判によって扶養を負う場合がある。ただし強い義務を負うのは原則、夫婦と未成年の子に対する親。それ以外は、余裕があれば援助すればよいとされている。最終的に扶養調査の有無を決めるのは、自治体だ。「国の方針を参考にしつつケースバイケースで個別に判断している」と複数の自治体関係者は言う。しかし現場は深刻な人手不足で、職員の熟練度も異なる。申請者が事情を正しく説明してくれないこともある。ある自治体の担当者は「これまで熱心に調べるには自治体で差があるし、判断を誤る例もあると思う」と認める。

生活保護(公的扶助)と関わる扶養義務の範囲は国によっても異なる。厚生労働省の資料では、イギリスなどは成人した子が老親に対する扶養義務を問われることは、そもそもない。日本では、ある人が生活保護を申請すると、その自治体は収入や資産を調べ、家族に「扶養できるか」を問う手紙を送る。ただ例外がある。厚生労働省の決

生活保護費の引き下げや扶養義務強化への懸念を伝える

| 国    | 扶養義務の範囲                                     |
|------|---|
| 日本   | 親、子、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、孫、孫配偶者、養親、養子、養親の配偶者、養子の配偶者 |
| フランス | 親、子、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、孫、孫配偶者、養親、養子、養親の配偶者、養子の配偶者 |
| ドイツ  | 親、子、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、孫、孫配偶者、養親、養子、養親の配偶者、養子の配偶者 |
| イギリス | 親、子、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、孫、孫配偶者、養親、養子、養親の配偶者、養子の配偶者 |

る。日本弁護士連合会は10月、法改正に反対する会長声明を発表した。親族間であつれきなどを恐れて生活保護申請をためらう「萎縮効果」が、法改正で強まると批判する。障害者インテグレーション日本会議も緊急声明を出した。自立生活センター「いごころ」(大阪府)の東谷太代表は、施設を出て地域で一人暮らしをする障害者への逆風になることを心配する。「働く場を得にくい重度障害の人は配する」(長瀬由希子)